

市民がつくる『いきいき前橋』

第6次前橋市総合計画の策定経過



6つの部会では各分野ごとに細かく協議

本市では、平成二十年度を初年度とする第六次前橋市総合計画の策定を進めています。この経過について、概要を皆さんにお知らせします。

なお、いきいき前橋市民会議録など、詳しい内容は本ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

□いきいき前橋市民会議の開催

いきいき前橋市民会議は、総合計画の策定を市民の皆さんとともに進めるために設置

したものです。委員は市民の代表、各分野の団体関係者、学識経験者の六十人。組織は全体会議、部会長会議と六つの部会で構成されています。

四月から、総合計画の大枠を示した骨格案に対しての意見交換や、本市が重点的・分野横断的に取り組むべき施策の抽出、市民協働を進めるアイデア提案の三つを課題として会議を進めてきました。

今後は、八月二十九日(火)に開催する第二回全体会議で、部会長会議と各部会で取りまとめた検討結果を市長へ伝え、提言書の提出を行います。

□骨格案に対するパブリックコメント

五月十五日から六月十四日まで、総合計画骨格案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施。十二人から六十六件の貴重な意見がありました。これらは今後策定する総合計画の素案に生かします。

なお、寄せられた意見に対する市の考えを、本市ホームページ、市役所政策課・情報公開コーナー、各支所・地区公民館、にぎわい観光課(千代田町二丁目)で公表しています。

○：問い合わせは政策課 ☎ 890-6512へ。

8月は「道路ふれあい月間」 大切さを見直しましょう



みんなの道路を大切に

八月は「道路ふれあい月間」。また、八月十日は「道の日」です。毎日、多くの人が利用する道路は、通行や輸送に使われるだけではありません。電気や電話のケーブル、上下水道やガスの供給管などが埋められている、わたしたちの暮らしに欠かせない生活基盤です。

この機会に、普段見過ごされがちな道路の機能、大切さをもう一度見直し、道路を大切にしましょう。

□人に優しい道づくりを推進

高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者はもちろん、すべての人たちが快適に安心して通行できるよう、人に優しい

い道づくりを進め、歩道の新設や段差解消を計画的に行っています。

□不法占用の禁止

道路は、みんなが利用している大切な共有の財産です。安全で快適に利用できるように、一人一人が次の点を守ってください。

①商品や看板、自動販売機などを置かない②自転車やバイク、自動車を放置しない③庭からはみ出している樹木などはせん定する④エアコンの室外機を設置しない⑤宅地へ出入りするのための鉄板や斜めのブロックを置かない⑥舗装工事完了後、原則として三年間は掘り返さない⑦工事用の足場を設置するときや、出入りのための歩道や緑石の切り下げなど、道路工事をするときは、道路管理者の許可や承認を受ける。

○：問い合わせは道路管理課 ☎ 890-6809へ。

知識と仲間を広げませんか



前橋アクティビーで9月から教養講座

前橋アクティビー後期教養講座			
講座名	回数	定員	参加費
料理(月曜)	月曜13回	30人	1万円
英会話(中級)	月曜12回	各20人	3,000円
フラワーアレンジメント	隔週月曜7回		1万2,000円
中国語会話(中級)	火曜12回	15人	各3,000円
パソコン		10人	
ヨガ		20人	
料理(水曜)	水曜13回	30人	1万円
生け花	水曜12回	各20人	1万1,000円
着付け			4,000円
茶道	木曜13回	15人	5,000円
書道	各20人	各3,000円	各3,000円
ジャズダンス			
リハビリトリートメントと軽体操	木曜10回	15人	3,500円
料理(金曜)	金曜13回	30人	1万円

※料理はいずれか1講座のみ。各先着順。

前橋アクティビーでは、三十歳未満の勤労者を対象に、教養講座を開きます。

前橋アクティビーは、市内の勤労青少年の健康と福祉の向上を図る施設。講座は料理や英会話、フラワーアレンジメントなど充実しています。楽しい仲間づくりにもなりますので、何か始めたいと考えている人は、ぜひ参加してください。

なお、申し込みが五人未満の講座は中止。初めて同館を利用する人は、利用者会費と勤労青少年ホーム傷害保険で千円が必要です。申し込み時に納めてください。

日時 9月、12月、午後7時～9時(料理・茶道は午後6時30分～8時30分) 会場 前橋アクティビー 対象 三十歳未満の勤労者 内容・定員など 上表のとおり 申し込み 8月21日(月)午後6時から。日曜・祝日を除く午後1時～8時(土曜は午前10時～午後5時)に参加費を添えて同館 ☎ 252-0500へ直接

所得状況届の提出を

特別児童扶養手当の受給資格者

手続きは8月25日までに

特別児童扶養手当の受給資格者は、八月十一日(金)から二十五日(金)までに、総合福祉会館内障害福祉課(大胡・宮城・粕川地区の人は各支所)へ所得状況届を提出してください。届け出がないと、八月以降の手当が受けられなくなります。

なお、障害児福祉手当を併せて受給している人は、八月上旬に郵送される障害児福祉手当現況届を提出してください。

対象 特別児童扶養手当受給資格者 用意する物 印鑑、証書(未返却の場合) その他 今年1月1日現在の住民登録地が市外の人はその住所



地の所得証明書が必要

□受給の対象者

受給要件を満たす人で、次の手当を申請していない人は、障害福祉課、大胡・宮城・粕川支所に相談してください。ただし、各手当とも前年の所得が、一定額以上の人や児童が障害を事由とする公的年金を受給している人は除きます。

●特別児童扶養手当

対象 二十歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳一級～三級程度、療育手帳B中以上の知的障害児など)を養育している保護者 支給額(月額) 一級～五万七千五百円(二級) 三万三千八百円

●障害児福祉手当

対象 二十歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳一級～二級程度、療育手帳A重最重度判定の知的障害児など) 支給額(月額) 一万四千三百八十円

○：問い合わせは障害福祉課 ☎ 219-2001へ。